

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

安全の「見える化」から「見せる化」へ
確実に伝わる情報を追求する

株木建設

特集Ⅱ

平成26年度 地方労働局の重点施策

建設業をターゲットに

東京労働局 五輪工事ラッシュに対応

環境ビジネス最前線

5S活動を点数で評価

日鉄住金環境プラントソリューションズ

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2210

2014

5

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S Rアップ21福岡会
赤坂経営労務事務所

所長 大澤彰

第172回

会社行事の花見で終了後、自動車にはねられ左足骨折

■ 災害のあらまし ■

株式会社Aの労働者Bは、会社主催の花見に参加し花見終了後、路上でタクシーを停めているとき、後続の軽自動車にはねられ左足骨折の重傷を負った。

Bは、業務上の事由によるものであるとして労災請求をしたが、労働基準監督署長は、Bの負傷は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

Bは、この処分を不服として、不服申立てをすることとした。

■ 判断 ■

この事案の争点は、被災者の負傷が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

当日設営された会社の花見は、Bの勤務する会社の社長が立案し、自ら社員に告げたもので、費用も全額会社負担で、社員の大多数が出席した恒例の行事であるが、その目的は、従業員相互の親睦という良い人間関係の維持と、常日頃の労働に対する慰労であり、その出席も各人の自由な判断によるものである。その宴席では会社の業務に関する一切の指示などがなく、世間一般に行われている花見の行事と全く異なることがなかった。

したがって、今回の花見が会社の業務そのものでないのはもとより、業務と密接に関連する行事ともいえないので、参加者が自己の判断に基づいて出席することは会社の業務を遂行することに当たらない。

Bは、「工場長としてその職務上参加は絶対必要であり、義務であった」と主張するが、今回の花見の性格上、工場長といえども出席それ自体は、会社や上司の命令に

よるものではなく、Bの出席がないと花見が成り立たないというものでもないことから、花見への出席が義務的・強制的なものであったとは認められず業務外と判断された。

■ 解説 ■

労災認定がなされるためには、災害が「業務上」生じたものでなければならず、具体的には災害につき「業務遂行性」と「業務起因性」の双方を有することが必要となる。また、災害が「業務遂行性」を有するものといえるためには、災害が起こったときに被災労働者が労働契約を基礎として形成される使用者の支配下にあったと認められることが必要となる。

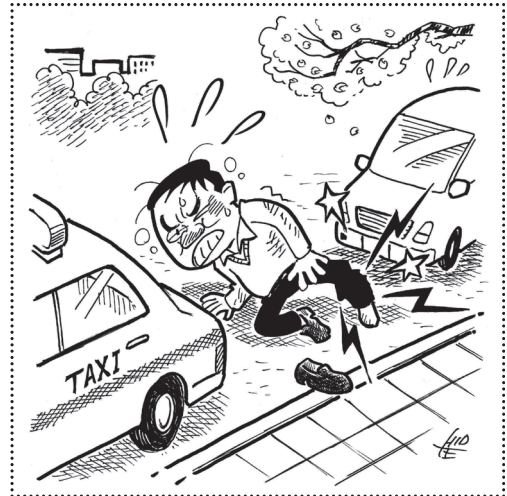
スポーツ会や花見など、会社主催の行事であって、その参加中にけがを負った場合は、行事に参加することが「業務」と認められなければ業務上災害とは認められない。参加することが業務であるかどうかの判断については、その行事の目的などに鑑みて、参加が事業の運営に社会通念上必要と認められるものであったか、参加が強制されていたかなどがポイントとなる。

労災保険に関する通達では、運動競技会に出場中に被った災害について、業務上とする場合の判断基準を具体的に次のように示している。事業場内の運動競技会に出場した場合（次のどちらの要件も満たすこと）

①運動競技会は、同一事業場または同一企業に属する労働者全員の出場を意図して行われるものであること

②運動競技会当日は、勤務を要する日とされ、出場しない場合に欠勤したものと取り扱われること

会社行事といっても参加が従業員の任意によらず強制参加とされていて、不参加者



については欠勤とされ賃金がカットされるような取扱いになっている場合は、一般にその行事を業務とみることが可能である。

今回の花見は、社員の大多数が出席した恒例の行事であるが、その目的は従業員相互の親睦と労働に対する慰労であり、その出席も強制的なものではなく、宴席では会社の業務に関する指示などもなかったことから、会社の業務そのものではないのはもとより、業務と密接に関連する行事とはいえない。

また、花見の世話役などが自己の職務の一環として参加する場合には、一般的に、業務遂行性が認められるところであるが、今回の花見の準備、設営などは総務課の2人が中心になって行っていた。Bは、「自己の職務の一環として、花見に参加し後片付けをしたのである」と主張するが、他の数人とともに後片付けを手伝ったからといって、自己の職務の一環として花見に参加していたとまでは認められない。

花見の準備などは総務課の2人が行っていたと認められることから、Bが花見の終了後、路上において被災した事故は業務上の事由によるものとは認められないと判断されるものである。